西部クラブバスケットボール連盟　帯同審判・スコアラー規定

1　目的
西部クラブバスケットボール連盟が開催する試合（リーグ戦・プレーオフ・入替戦）を滞りなく行うため
審判・スコアラーの資格・運用等を定める。

2　帯同審判・スコアラーとして
帯同審判・スコアラーは日頃から知識、技術の向上のため、努力すること。その手助けとして審判部は適時指導を行う。ハーフタイムや試合終了後など積極的に反省や意見交換を行うこと。
審判は、心身ともにコンディションを整えて試合に臨まなければならないため、体調不良や妊娠中は審判することを自粛すること。

3　資格の取得・登録
大会にチーム登録するためには、有資格の帯同審判と帯同スコアラー各１名以上（同一人物不可）を登録しなければならない。

3.1　資格の取得
① 資格を取得するためには、当連盟が行う講習会を受講し、筆記試験等の審査に合格しなければならない。
② JBA公認審判員（D級以上）については、講習会及び筆記試験等の審査を免除し、審判とスコアラー両方の資格を有することができる。

3.2　登録
① 当連盟に帯同審判・スコアラーとして活動するためには、年度当初に予め登録しなければならない。
JBA公認審判員（D級以上）も帯同審判として特定のチームに登録しなければならない。
② JBA公認審判員（D級以上）であれば、年度途中でも所定の手続きで追加登録することができる。
③ 1チームは
審判　　5名
スコアラー　　4名
を上限として、登録することができる。（個人の複数チームへの登録は不可・Gリーグは可）

3.3　資格の継続・抹消
① 審判は年間で2回の実績、スコアラーは1回の実績があれば、次年度にその資格は自動更新される。
② JBA公認審判員（D級以上）は実績の有無を問わず、資格を継続して有することができる。
③ 競技規則に大幅な変更がある時、審判講習会を実施するが、資格更新・新規登録をする審判は必ず出席しなければならない。但し、JBA公認審判員（D級以上）は各種別の講習会に出席していれば、当連盟の講習会を欠席してもよい。
④ 当年度の活動実績があっても、著しく適性を欠く活動内容であると審判長が判断した時、その資格を抹消する場合がある。

4　運用
4.1　審判・スコアラーの審査
審判試験は、JBAルールテスト用問題集より出題する。必要に応じて、講習会を実施する。スコアラー試験は、実際にスコアシートを完成させる問題とする。

4.2　審判・スコアラーの依頼
4.2.1　やむを得ない理由で有資格審判・スコアラーを出せない場合は、リーグHPにある所定の手続きで依頼をする。
所定の手続きをせず、自ら代わりの審判・スコアラーを探し、交代してはならない。
（2チームでTOを行う場合、割当でないもう1つのチームとスコアラーを交代してもかまわない。）
依頼は試合の1週間前の日曜日を期限とし、下表にある依頼料を試合当日の割当試合前までに支払う。
また、無資格や未登録の審判・スコアラーを出した場合の罰則金についても以下に示す。

	1回目	2回目	3回目以降
1週間前の正式な依頼	10000円	10000円	20000円
期日を過ぎての依頼（当日含む）	20000円		
無資格・未登録審判による罰則金	30000円		

＊依頼回数は、1チームの審判、スコアラーを合わせた年度内累計とする。
＊一度申請した依頼はキャンセルできないこととする。
＊当日の試合中のケガで審判・スコアラーができなくなったときの依頼料は5000円とする。
＊年間を通して依頼回数が多く、審判・スコアラー割当の責務を十分に果たしていないとみなしたチームは、次年度の登録を認めない場合がある。（競技規則第１３条4に記載）

4.2.2　上記依頼料の分配・運用
審判・スコアラー依頼があり、依頼料を徴収した時は、審判部でお願いした方に一律5000円を支払う。
その差額分は年度末までプールし、次年度の予算に積立金として繰り越しをする。（罰則金もプールする）
積立金は、コート器具の購入や次年度の予算に計上する。

4.3　試合日程表に担当審判･オフィシャルチームを指名する。審判･スコアラーともに必ず有資格者が担当すること。(試合開始の10分前にはコートに出て準備する)審判は日本バスケットボール協会認定のグレイシャツと黒ズボンを着用すること。主審と副審については、上級者が主審を行う。

制定
改訂　　2024.5